

京都市告示第380号

京都市水路等管理条例第3条の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年10月29日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	大枝水0206号	京都市西京区大枝塚原町9-12番地先	京都市西京区大枝塚原町9-12番地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)